法人の運営並びに役員等の報酬規程

社会福祉法人 鶴松会

## 別 表 (二)

## 理事・監事・評議員等の報酬規定

(目 的)

第1条 この規定は、本法人の用務に供する理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」)の旅費・日当・報酬(以下「報酬等」)を定める。

## (報酬等)

- 第2条 前第1条の報酬等の金額は、以下の通りとする。
  - (1) 役員等が定款に定める理事会及び評議員会等に出席した場合。

旅費 - 1,000円を支給(鶴田町内在住者)。2,000円を支給(鶴田町外在住者)。日 当 - 4,000円を支給。

- (2) 役員等が本法人の用務にて出張した場合は、旅費規程により支給。
- (3) 役員等の業務報酬
  - ① 理事長報酬 無報酬。
  - ② 理事報酬 無報酬。
  - ③ 業務執行役員報酬 無報酬。
  - ④ 評議員報酬 無報酬。
  - ⑤ 監事報酬 無報酬。但し、来園等し、監査の業務に当たった場合は、(1)の 旅費・日当を支給する。
  - ⑥ 評議員選任・解任委員会委員報酬 無報酬。但し、選任・解任委員会にあたる会議に出席した場合は、(1)の旅費・日当を支給する。